



発行 東京都

目次

規則

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…
- 東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）…
- 東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………
- 東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十九号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表四 九の部東京都西多摩保健所の項中「青梅市東青梅五丁目十九番地の六」を「青梅市東青梅一丁目百六十七番地の十五」に改める。

附則

この規則は、令和元年九月三十日から施行する。

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十号

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則（平成十六年東京都規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「十五万円を超える場合は十五万円」を「対象者が前項の規定による医療費助成を初めて受ける場合において三十万円を超えるときは三十万円、それ以外の場合において十五万円を超えるときは十五万円」に改める。

別記第一号様式(表中) 「昭和」を「平成」に、

平成 年 年

過去にこの助成金を他の自治体（道府県・指定都市・中核市）で受けたことがありますか
ない ・ ある → 過去（ ）回受けた 道府県 市

過去にこの助成金を他の自治体（道府県・指定都市・中核市）で受けたことがありますか
ない ・ ある → 過去（ ）回受けた 道府県 市
うち、男性不妊治療分 ない ・ ある

改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則第四

条の二第二項の規定は、平成三十一年四月一日以後に精子を精巢等から採取するための手術を実施した者に係る医療費の助成の額について適用し、同日前に精子を精巢等から採取するための手術を実施した者に係る医療費の助成の額については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規則(教)

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第四号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則(平成十八年東京都教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一東京都東部学校経営支援センターの項中

同 水元小合学園

を

水元小合学園

同 花畑学園

に改める。

別表第一東京都西部学校経営支援センターの項中

同 南大沢学園

を

南大沢学園

同 八王子西特別支援学校

に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

訓令(教)

東京都教育委員会訓令第九号

東京都立学校の経営企画室に関する規程(昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号)の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十六日

東京都教育委員会

別表の項中「東京都立臨海青海特別支援学校

を

東京都立臨海青海特別支援学校

東京都立八王子西特別支援学校

に、

東京都立町田の丘学園

を

東京都立町田の丘学園

東京都立花畑学園

に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

